

有料職業紹介事業における返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度を設けています。詳細は下記のとおりです。

返戻金制度の内容	有料職業紹介事業者は求職者が就職後、6ヶ月以内に求職者の責めに帰すべき事由により離職した場合は、紹介手数料（成功報酬）を下記の比率にて求人事業者に返戻する。
採用日～1ヶ月以内	紹介手数料（成功報酬）の3分の2を返戻
1ヶ月超～3ヶ月以内	紹介手数料（成功報酬）の2分の1を返戻
3ヶ月超～6ヶ月以内	紹介手数料（成功報酬）の3分の1を返戻